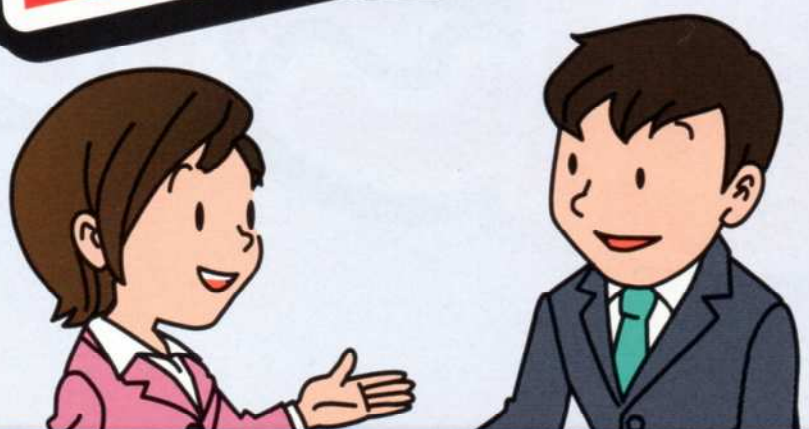


ご存知ですか??

占有許可が 必要です

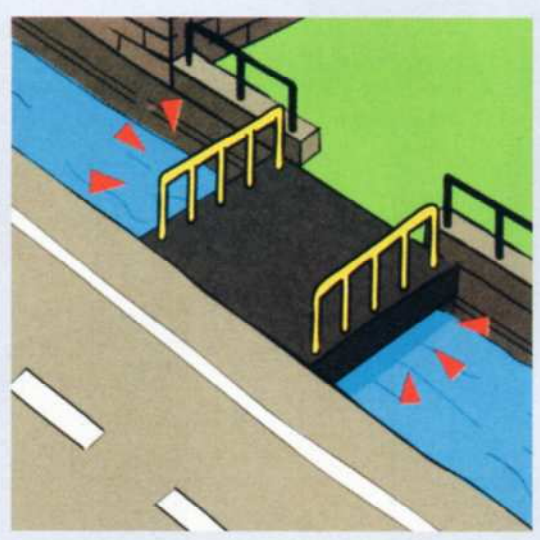
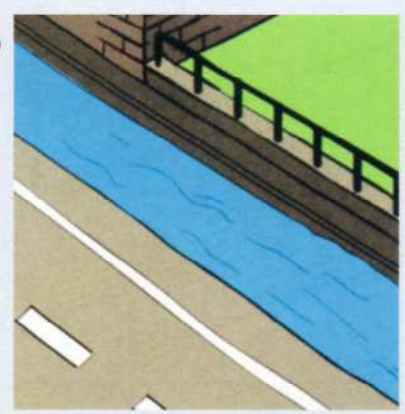


住宅等への乗り入れのために水路上に橋を設置する場合や、突き出し看板を道路上空に設置する場合には、道路や水路の管理者に申請をして許可を受けなければなりません。また、面積に応じて毎年占有料がかかります。

許可

通路橋の設置

住宅等への乗り入れのために水路上に橋を設置する場合には水路等の占有許可が必要です。

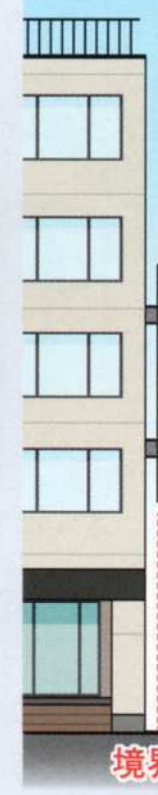


通路橋は出入りのためのものであり、通路橋の上に車を止めたり、物を置いたりすることはできません。

突き出し看板の設置

道路上空に看板を設置する場合には道路占有許可が必要です。

主な基準
H：高さ（路面から看板下端までの高さ）
車道…4.7m以上
歩道…2.5m以上
W：出幅
道路境界から1m以内



境界

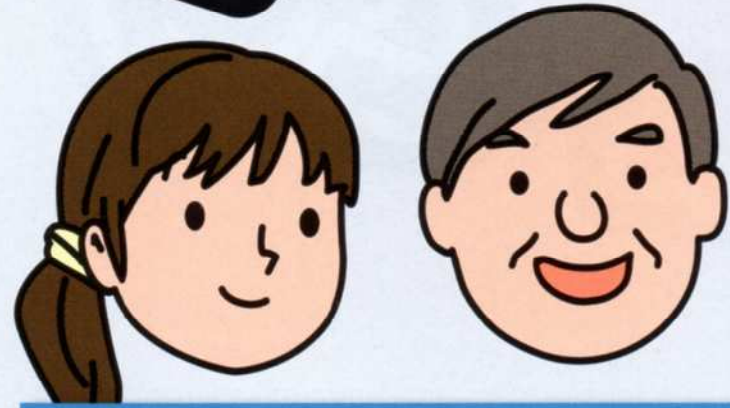
他にも以下の場合には許可が必要ながありますので詳しくは土木管理課までご相談下さい。

- 水路際に擁壁を設置 ●水路に排水口を設置 ●道路内に排水管を埋設 等

※基準を満たしていない場合は許可できないこともありますのでご注意ください。



安全・安心・快適に!!!

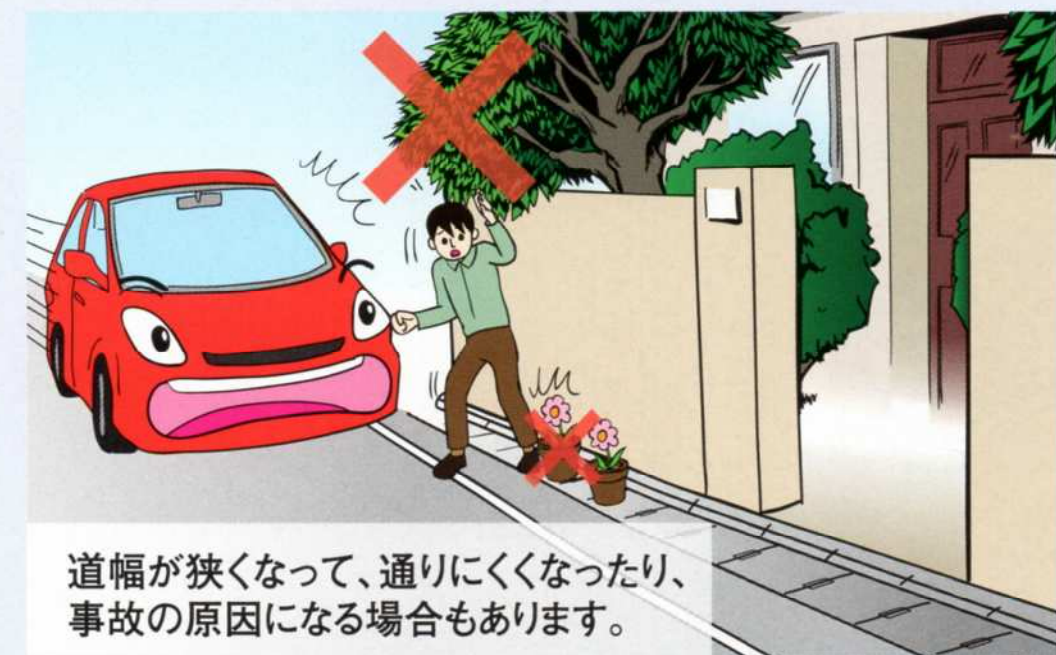


道路上に「プランター」「商品」「看板」「乗り上げブロック」などを置くことは不法占用となります。また、庭木が道路にはみ出るなど、通行に支障を及ぼす行為は禁止されています。

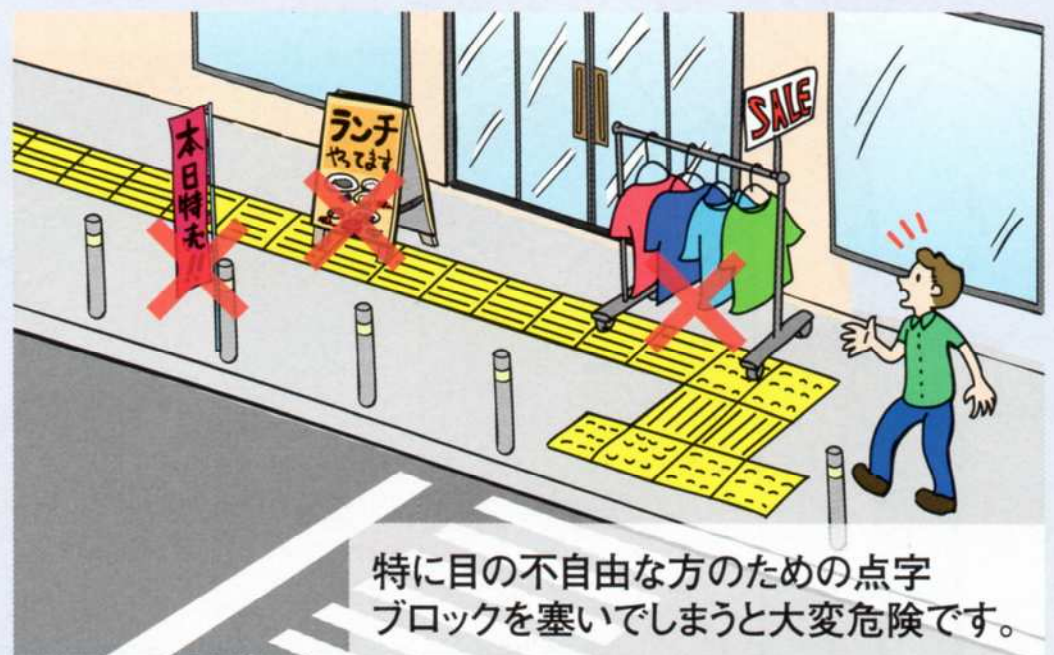
道路ではいけないこと!

プランター・乗り上げブロック等の設置、庭木のはみ出し

置き看板・のぼり旗等の設置、商品のはみ出し



道幅が狭くなって、通りにくくなったり、事故の原因になる場合もあります。



特に目の不自由な方のための点字ブロックを塞いでしまうと大変危険です。

道路は公共の物です。誰もが安心して快適に通行できるようルールとマナーを守りましょう。

問い合わせ先

岐阜市基盤整備部土木管理課 (岐阜市役所 本庁舎 16階)
Tel. 058-265-4141 (代表) 内線 3639、3640
058-214-4719 (直通)